# 第3章 競争法

中国においては2022年も独占禁止法の整備が進められた。「独占禁止法」に対する改正案の可決後に、同改正に伴って関連の実施細則の改正やその改正案意見募集稿も公布されている。法執行の視点では、独占禁止法違反行為に対する取り締まりが引き続き強化されている。「不正競争防止法」改正案(意見募集稿)においては商業賄賂に対する規制が強化されているほか、商業賄賂に対する当局の摘発活動が続けられているとともに、企業によるコンプライアンス管理制度の構築も奨励されている。

## 法令の改正と制度の改善

「独占禁止法」改正案は、2022年6月下旬に中国全国人民代表大会常務委員会において可決され、同年の8月1日から施行されている。同改正案においては、各独占行為に対する制裁や責任の追及が大幅に強化されているほか、違反行為に対する刑事責任の追及、公訴機関による公益訴訟の提起、信用失墜リストへの記載・公開等の制裁も、導入されている。

一方、「独占禁止法」改正案の可決や実施に伴い、関連の 実施細則の改正案意見募集稿が公布されているが、一部の 改正後の規定がいまだに正式に公布されていないこともあ る。独占禁止法の運用上の各指針についても、改正された 「独占禁止法」に即して改定する必要がある。

## 独占的協定行為に対する規制の動向

独占的協定行為をめぐって国家市場監督管理総局は 2022年内に民生分野を中心に10件以上の案件を摘発している。そのうち、水平的協定行為(カルテル)の面においては、 雲南省・湖南省の運転教習業者、江蘇省のコメ事業者団体と 事業者、貴州省のガス事業者、福建省・陝西省のコンクリート事業者団体と事業者、吉林省・山西省の自動車検査事業 者、河南省の信用評価事業者団体と事業者、浙江省の爆破 機器の事業者団体と事業者、安徽省の水上旅客運送業者等 によるカルテル行為に対する処罰案件が公表されている。

垂直的協定行為の面においては、北京市における医療機器関連業者案件2件およびオンライン教育事業者案件、海南省の医薬業者案件などが公表されている。

## 市場支配的地位の濫用行為に対する規制の動向

市場支配的地位の濫用について、2022年内にはガス・水道等の公共事業等の業界における違反行為が主に摘発

されている。そのうち、寧夏回族自治区・安徽省のガス業者 案件、安徽省・浙江省・貴州省・広西チワン族自治区・山東 省の水道水業者案件、遼寧省の医薬業者案件、中国知網 (cnki.net) 案件などが公表されている。

### 企業結合行為に対する規制の動向

2022年においては、新型コロナウイルス感染拡大などの 悪影響はあったものの、国家市場監督管理総局の審査実 施決定件数は、前年の審査実施決定件数 (727件) を上回 り、794件に上っている。また、事前申告を行わなかった企 業結合案件 (ガン・ジャンピング) に対する処罰も強化され つつあり、30件以上の処罰決定が公表されている。

2022年において条件付きで認可された企業結合案件は 5件公表されている。そのうち、半導体業界にかかわる件数 が半分以上を占めている。

### 独占禁止法関連の司法の動向

2022年11月18日に中国最高人民法院は「独占民事紛争 案件の審理における適用法の若干問題に関する最高人民 法院の規定(意見募集稿)」を公表し、公衆からの意見を 募集した。

また、同院は同月の17日には独占禁止にかかわる代表的な司法事例を公表した。そのうち、独占禁止法違反の契約有効性の認定案件、知的財産権濫用行為の関連案件、薬品の特許リバースペイメント案件、スポーツイベントの独占放映権関連案件などが関心を集めている。

## 商業賄賂に対する規制の動向

立法や法令整備の面では、2022年の11月下旬に「不正 競争防止法」改正案 (意見募集稿) が公布され、商業賄賂 に対する取り締まりが強化されてきている。

2022年においても企業によるコンプライアンス管理制度の確立が奨励されている。同年4月の中国最高人民検察院の公表によると、企業コンプライアンス不起訴制度(起訴猶予合意制度や訴追免除合意制度の中国版に相当)の導入試行を全国的に展開するようになった。また、「GB/T 35770—2022 コンプライアンス管理体系 要求および使用ガイダンス」なども公布されている。

法執行の面では、上海市、江蘇省その他の地方市場監督 管理部門が医薬・医療機器、物流、電信、旅行等の分野に おける商業賄賂案件を摘発したことは印象的である。

## <建議>

#### <中国における競争法関連法令の全般について>

- ①2022年6月の「独占禁止法」改正案の可決と公布に伴い、公平競争審査制度の確立、「セーフハーバー」制度の導入、違法主体の法的責任の強化、企業結合申告手続の改善、公益訴訟メカニズムの確立等の面において、中国の独占禁止法制度は整備されてきており、この点については評価することができる。一方、一部の関連の実施細則や運用ガイドラインの面においては、なおも相応に改正されてはいない。各法令の間における整合性の欠如を回避するためにも、改正後の「独占禁止法」に基づいた関連の実施細則と運用ガイドラインの改正も、早期に完了し、公布していただくよう要望する。
- ②2020年9月中旬に国務院独占禁止委員会によって公布された「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」においては事業者による独占禁止コンプライアンス管理体制の構築等が奨励されているので、この点については評価に値する。しかし、同ガイドラインにおける規定の指導性を高めるためにも、当該管理体制の具体的な運用方法、事例の解説および模範的な実践例を提供していただくよう要望する。
- ③改正された「独占禁止法」の第63条には2倍から5倍までの加重処罰制度が導入されている。しかし、この加重処罰の適用要件となる「本法に違反し、情状が特別に深刻で、影響が特別に劣悪であり、特別に深刻な結果がもたらされた状況」および処罰確定の基準については、詳細なガイドライン等の公布による明確化が行われていないことから、これらを明確化していただくよう要望する。
- ④独占的協定認定基準の適用免除に関する制度、市場支配的地位の濫用行為の認定、ならびに事業者の独占行為に対する処罰の基準および方法に関する明確な運用基準は、なおも欠如しており、企業が活動するに当たっての障害となっていることから、詳細なガイドライン等の公布を通じ、これらを明確にしていただくよう要望する。
- ⑤「外商投資安全審査弁法」は2021年1月18日から施行されてはいるものの、外商投資安全審査の適用範囲に属する具体的な業種、審査や決定の基準、認可審査プロセスの詳細等については、不明確な点があり、ガイドラインおよび実施細則の公布等を通じ、これらを明確にしていただくよう要望する。

#### <独占的協定について>

⑥事業者の市場シェアが一定の基準に達していない場合における垂直的協定の適用除外というセーフハーバー制度が「独占禁止法」改正案に導入された後に、2022年の6月下旬に公布された「独占的協定の禁止に関する規定(意見募集

- 稿)」においては同制度の下における市場シェア 等の運用基準が明確にされているが、2023年3 月に公布された「独占的協定の禁止に関する規 定」では、市場シェアの基準が削除されたので、 早急に実施細則などを通じて同制度の運用基準 を明確にしていただくよう要望する。
- ⑦独占的協定に対する規制について、2022年6月 に可決された「独占禁止法」改正案においては個 人を対象とする責任追及制度が導入されてはい るものの、その規定は依然として原則的なものに とどまっていることから、早急な実施細則および ガイドラインの公開等を通じて同制度の運用基 準の詳細を明確にしていただくよう要望する。

#### <市場支配的地位の濫用について>

- ®2022年の11月下旬に公布された「不正競争防止法」改正案 (意見募集稿) の第13条においては相対優越地位の濫用に対する規制が導入されている。しかし、市場における企業の競争行為を過度に萎縮させないためにも、当該規制の導入については慎重に検討していただくよう要望する。もしも同規制の導入が必須な場合には、同制度と、独占禁止法上の市場支配的地位の濫用規制との適用上の相違点等を明確にしていただくよう要望する。
- ⑨知的財産権の行使時に考慮すべき独占禁止法 運用上の原則について、「知的財産権の分野に 関する独占禁止ガイドライン」にも定められて いるとおり、FRAND原則の適用を受ける旨の 宣言の有無を問わず、標準必須特許かそれとも 標準必須特許ではない特許かにかかわらずに FRAND条件の下におけるライセンスの実施を一 律に強制するように、知的財産権を過度に制限 し、イノベーションを阻害するのではないかとい う懸念も生まれている。特許権の独占的かつ排 他的な権利という法的性質を考慮し、世界各国 の法令運用の実状を踏まえた上で、法令および ガイドラインを整合的に運用していただくよう要 望する。
- ⑩大手企業による下請業者に対する代金支払遅延等の市場における優位性の濫用行為に対する防止策として、国務院は「中小企業代金支払保障条例」や「ビジネス環境改善条例」等を公布および実施している。これらの条例の徹底化に向けて、中国の国有企業をはじめとする大手企業に買掛金や代金の支払を取引契約のとおりに履行させるようにするためにも、政府による指導を行っていただくよう要望する。

#### <企業結合について>

①改正された「独占禁止法」においては企業結合の分類・分級審査制度や重点分野に対する規制の強化等も明確にされており、この点については評価に値する。一方、企業結合届出の時点における「企業結合」および「支配力」の構成要件、企業結合届出の要否の判断基準、審査・決定上

- の基準や考え方は、なおも不明確な点があり、 事業者側の判断が困難となるケースが存在して いる。これらの基準や考え方については、実施 細則およびガイドラインの公布等を通じて明確 にしていただくよう要望する。
- ②「国務院の事業者結合届出基準に関する規定」 改正案(意見募集稿)においては、企業結合届 出基準の1つである企業結合当事者のグループ 全体の売上高の基準金額が引き上げられてい る。この点については評価に値するものの、同規 定はなおも正式に公布されていないことから、 早期に同規定の改正を完了し、これを実施して いただくよう要望する。
- ③企業結合の届出時においては、書類の提出から 正式な案件受理までの期間は、ケースによって 異なっており、長期化する場合もある。簡易届 出制度の運用上の改善や、一部の簡易届出制 度適用案件審査権限の地方独占禁止法執行機 関への委譲等を通じて改善されてきてはいるも のの、案件の受理や審査に要する期間について は、関連制度の運用上のさらなる改善を通じ、こ れを短縮していただくよう要望する。

#### <商業賄賂について>

- ④2022年の11月に公布された「不正競争防止法」 改正案(意見募集稿)においては、商業賄賂に 対する取り締まりが強化されており、公正な競争 環境の整備に向けた取り組みとして、この点につ いては評価することができる。他方、同改正案に おいては取引の相手方も商業賄賂の対象に含ま れるものと規定されており、このような規定の下 においては取引の当事者同士の間における合理 的な利益の提供も認められないこととなる。企 業の経済活動を過度に萎縮させないようにする ためにも、同改正案の内容を慎重に検討し、合 理的な利益提供を適法化する法令改正を行っ ていただくよう要望する。
- (1)現行の「不正競争防止法」においては、商業賄賂の認定にかかわるコミッションおよび値引きの「事実通りの記帳」に対する判断基準、「職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織または個人」の具体的な範囲、商業賄賂と認定された場合において科せられ得る違法所得の没収や制裁金の徴収等の罰則の適用基準も、不明確な点があることから、今回の法令改正を機会に、これらの基準も明確にしていただくよう要望する。